

浦安市規則第 59号

浦安市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浦安市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「法別表令」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第 号。以下「法第19条第8号令」という。）の例による。別表第1 1の項事務の欄中「法別表第2令第19条各号」を「法第19条第8号令各号」に改める。

別表第2 法別表第2の項番号の項法別表第2の項番号の欄中「法別表第2」を「法第19条第8号令」に改め、同表10の項法第19条第8号令の欄中「10」を「14」に改め、同項法別表第2令第9条第1号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第9条第1号」を「法第19条第8号令第16条第1号」に改め、同項法別表第2令第9条第2号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第9条第2号」を「法第19条第8号令第16条第2号」に改め、同項法別表第2令第9条第3号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第9条第3号」を「法第19条第8号令第16条第3号」に改め、同項法別表第2令第9条第4号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第9条第4号」を「法第19条第8号令第16条第4号」に改め、同表16の項法第19条第8号令の項番号の欄中「16」を「20」に改め、同項法別表第2令第12条第1号に掲げる事務の目事務の欄中

「法別表第2令第12条第1号」を「法第19条第8号令第22条第1号」に改め、同項法別表第2令第12条第2号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第12条第2号」を「法第19条第8号令第22条第2号」に改め、同項法別表第2令第12条第3号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第12条第3号」を「法第19条第8号令第22条第3号」に改め、同項法別表第2令第12条第4号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第12条第4号」を「法第19条第8号令第22条第4号」に改め、同項法別表第2令第12条第6号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第12条第6号」を「法第19条第8号令第22条第6号」に改め、同表18の項法第19条第8号令第18号の項番号の欄中「18」を「28」に改め、同項事務の欄中「法別表第2令第13条第2号」を「法第19条第8号令第30条第3号」に改め、同表20の項法第19条第8号令第20号の項番号の欄中「20」を「37」に改め、同項事務の欄中「法別表第2令第14条第3号」を「法第19条第8号令第39条第3号」に改め、同表26の項法第19条第8号令第26号の項番号の欄中「26」を「42」に改め、同項事務の欄中「法別表第2令第19条各号」を「法第19条第8号令第44条第1号から第4号まで及び第6号」に改め、同表27の項法第19条第8号令第27号の項番号の欄中「27」を「48」に改め、同項法別表第2令第20条第4号から第6号までに掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第20条第4号から第6号まで」を「法第19条第8号令第50条第9号、第11号及び第14号」に改め、同項法別表第2令第20条第8号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第20条第8号」を「法第19条第8号令第50条第19号」に改め、同項法別表第2令第20条第9号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第20条第9号」を「法第19条第8号令第50条第22号」に改め、同表31の項法第19条第8号令第31号の項番号の欄中「31」を「53」に改め、同項法別表第2令第22条第1号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第22条第1号」を「法第19条第8号令第55条第1号」に改め、同項法別表第2令第22条第2号及び第3号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第22条第2号及び第3号」を「法第19条第8号令第55条第2号及び第3号」に改め、同項法別表第2令第22条第4号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第22条第4号」を「法第19条第8号令第55条第4号」に改め、同項法別表第2令第22条第5号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第22条第5号」を「法第19条第8号令第55条第5号」に改め、

同項法別表第2令第22条第11号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第22条第11号」を「法第19条第8号令第55条第11号」に改め、同表42の項法第19条第8号令第項番号の欄中「42」を「69」に改め、同項事務の欄中「法別表第2令第25条第8号」を「法第19条第8号令第71条第10号」に改め、同表53の項法第19条第8号令第項番号の欄中「53」を「75」に改め、同項事務の欄中「法別表第2令第27条第3号」を「法第19条第8号令第77条第3号」に改め、同表61の項法第19条第8号令第項番号の欄中「61」を「86」に改め、同項法別表第2令第32条第1号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第32条第1号」を「法第19条第8号令第88条第1号」に改め、同項法別表第2令第32条第2号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第32条第2号」を「法第19条第8号令第88条第2号」に改め、同表62の項法第19条第8号令第項番号の欄中「62」を「87」に改め、同項事務の欄中「法別表第2令第33条」を「法第19条第8号令第89条」に改め、同表64の項法第19条第8号令第項番号の欄中「64」を「89」に改め、同項事務の欄中「法別表第2令第35条」を「法第19条第8号令第91条」に改め、同表70の項法第19条第8号令第項番号の欄中「70」を「96」に改め、同項事務の欄中「法別表第2令第39条」を「法第19条第8号令第98条」に改め、同表87の項法第19条第8号令第項番号の欄中「87」を「125」に改め、同項事務の欄中「法別表第2令第44条各号」を「法第19条第8号令第127条第1号から第3号まで、第5号及び第6号」に改め、同表94の項法第19条第8号令第項番号の欄中「94」を「132」に改め、同項法別表第2令第47条第1項第2号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第47条第1項第2号」を「法第19条第8号令第134条第12号」に改め、同項法別表第2令第47条第1項第3号から第6号までに掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第47条第1項第3号から第6号まで」を「法第19条第8号令第134条第13号、第14号、第26号及び第27号」に改め、同項法別表第2令第47条第1項第7号から第13号までに掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第47条第1項第7号から第13号」を「法第19条第8号令第134条第31号から第37号」に改め、同項法別表第2令第47条第1項第14号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第47条第1項第14号」を「法第19条第8号令第134条第38号」に改め、同項法別表第2令第47条第1項第15号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第47条第1項第15号」を

「法第19条第8号令第134条第39号」に改め、同項法別表第2令第47条第1項第17号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第47条第1項第17号」を「法第19条第8号令第134条第41号」に改め、同項法別表第2令第47条第1項第18号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第47条第1項第18号」を「法第19条第8号令第134条第44号」に改め、同項法別表第2令第47条第1項第19号、第22号又は第23号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第47条第1項第19号、第22号又は第23号」を「法第19条第8号令第134条第45号又は第48号」に改め、同項法別表第2令第47条第2項の規定により準用される同条第1項第3号、第4号又は第22号に掲げる事務の目を削り、同表108の項法第19条第8号令第134条第45号又は第48号の項番号の欄中「108」を「144」に改め、同項法別表第2令第55条第1号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第55条第1号」を「法第19条第8号令第146条第1号」に改め、同項法別表第2令第55条第2号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第55条第2号」を「法第19条第8号令第146条第2号」に改め、同項法別表第2令第55条第3号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第55条第3号」を「法第19条第8号令第146条第4号」に改め、同項法別表第2令第55条第4号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第55条第4号」を「法第19条第8号令第146条第5号」に改め、同項法別表第2令第55条第5号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第55条第5号」を「法第19条第8号令第146条第6号」に改め、同項法別表第2令第55条第7号に掲げる事務の目事務の欄中「法別表第2令第55条第7号」を「法第19条第8号令第146条第8号」に改め、同表116の項法第19条第8号令第146条第8号の項番号の欄中「116」を「155」に改め、同項事務の欄中「法別表第2令第59条の2各号」を「法第19条第8号令第157条第1号及び第3号から第5号まで」に改める。

別表第3法別表第1の項番号の項法別表第1の項番号の欄中「法別表第1」を「法別表」に改め、同表8、9、16、30、59、76、84及び94の項事務の欄中「法別表第1令」を「法別表令」に改める。

別表第41の項事務の欄中「法別表第2令第19条各号」を「法第19条第8号令第44条各号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年5月27日から施行する。